

生産者と消費者との交流の促進、 環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第1節 生産者と消費者との交流の促進

1 農林漁業者等による食育の推進

第1部特集1で示したように、将来にわたって食料の安定供給を確保するためには、農地、農業者等を確保していくことの重要性について国民の理解を促していくとともに、できるだけ多くの国民が、我が国の食料・農林水産業・農山漁村の持つ役割や国産食材を選択することの意義を理解する機会を持ち、自らの課題として将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要です。農林水産省では、消費者が農林水産業・農山漁村を知り、触れる機会を拡大するために、生産者と消費者との交流の促進、地産地消の推進等、様々な施策を講じています。その一つとして、食や農林水産業への理解の増進を図るためだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めるために、農林漁業者等による農林漁業の体験の提供等の取組を推進しています。

教育ファームは、自然と向き合いながら仕事をする農林漁業者が生産現場等に消費者を招き、一連の農作業等の体験機会を提供する取組です。自然の恩恵を感じるとともに、食に関わる人々の活動の重要性と地域の農林水産物に対する理解の向上や、健全な食生活への意識の向上等、様々な効果が期待されます。

例えば、消費者に酪農のことを理解してもらいたいという酪農家の願いと、酪農を通じて子供たちに食や仕事、生命の大切さを学ばせたいという教育関係者の期待が一致し、各地で酪農教育ファームの活動が行われています。受入れ可能な牧場においては、子供たちが乳牛との触れ合い、餌やり、糞や尿の掃除・堆肥製造といった牛の世話等の酪農体験の学習を行っています。そのほか、学校への出前授業や、食と命の大切さを伝えるため、オリジナルの野外劇を上演する酪農家もいます。

また、農業に関しては、野菜の種まきから収穫までの体験のほか、収穫した農産物を道の駅で開催されるイベントで子供たちが販売する取組もあります。このほか、漁業に関しては、若手の漁業者が実物の漁具や魚を小学校に持ち込み、日頃、目にする機会のない漁業の現場の臨場感を参加者に感じてもらっています（事例「小学校での「ふれあい給食」による低・未利用魚の普及を通じた食育の取組」参照）。さらに、林業に関しては、原木しいたけの駒打ちや伏せ込み等の栽培から収穫して食べるまでの体験を行っています。このような農林水産業の様々な分野で関係者が連携した体験活動に取り組むことで、より人々の心に残る食育を目指しています。

農林水産省は、これらの取組を広く普及するため、教育ファーム等の農林漁業体験活動への交付金による支援のほか、どこでどのような体験ができるかについて、情報を一元化した「教育ファーム等の全国農林漁業体験スポット一覧」、タイムリーな情報を発信する「食育メールマガジン」等を提供しています。

事例

小学校での「ふれあい給食」による低・未利用魚の普及を通じた食育の取組（第7回食育活動表彰 消費・安全局長賞受賞）

ひらつか
平塚市漁業協同組合（神奈川県）

平塚市漁業協同組合では、漁業や魚に対する子供たちの関心を高めるとともに、給食での低・未利用魚の活用を目指した、様々な活動を行っています。

活動の1つとして、地元の産業を学習する小学5年生を対象に、漁業者が市内の小学校に向き、地元の漁業や魚に関する授業を行った後、児童と一緒に魚を使用した給食を囲む「ふれあい給食」に取り組んでいます。「ふれあい給食」では、地元での漁獲量は多い一方で市場価値が低い、小サバやシイラといった低・未利用魚を活用することで、児童の漁業への理解を深めてもらうとともに、低・未利用魚の普及にもつなげています。児童に親近感を持ってもらうよう、若手の漁業者が参加し、普段は目にする機会のない漁業の現場の臨場感を感じてもらうため、出港から沖での操業、漁港に戻ってから水揚げの状況まで、一連の様子を動画で紹介するとともに、実物の漁具や魚を持ち込んだり、漁業者による魚のさばき方を実演したりするなど、様々な工夫を凝らしています。

また、5年生が総合学習の時間で「平塚のシイラ」について調べてPR動画を作成、6年生がレシピを考案して「シイラ給食」を実現するとともに、シイラカルタを作成し地域に寄贈した小学校もあり、児童の主体的・対話的で深い学びの実践に寄与しています。そのほか、児童の要望に応えた事業者が給食のレシピの商品化を行うなど、本活動を契機とした地域における低・未利用魚の普及にもつながっています。

本活動は、低・未利用魚の活用によって、子供たちが地元の漁業者と交流し、漁業について知ることができる貴重な機会を提供する場となっています。今後も、異なる品種の低・未利用魚を活用した給食メニューを考案するなど、子供たちの漁業に対する理解促進に努めます。さらに、活動を通じて魚が好きな子供を増やし、家庭や地域での低・未利用魚の活用につなげ、持続可能な食を支える食育の推進に貢献していきます。



魚のさばき方を実演する様子



児童がメニューを考案し、お互いに発表

第5章

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

事例

食を通してぬくもりの連鎖を次世代につなげる (第7回食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

シェアリング いばらき 茨木 (大阪府)

シェアリング茨木は、平成22(2010)年9月に、「子育ての悩みを話そう。」と当時は珍しかったSNSを通じて市民が集まり始めました。活動を通して、悩みの1つとして孤立することがあり、「一緒にご飯を食べよう。」と発展し、さらに「みんなで畑をしよう。」と深化していきました。現在は、食育講座や畑作り、防災活動等、食にまつわる様々な活動を地域に展開しています。当団体だけで完結させず、市や関係機関・団体、地域住民等を巻き込み、地域に定着させることで、「食」を中心にして、まちづくり全般に人をつなげ、広げられるように工夫しています。

市や関係機関・団体、近隣の高校生、大学生、子供たちにも声をかけ、平成30(2018)年の大阪北部地震後に更地になった土地を耕し、「みんなの畑」をつくりました。畑では、苗植えや収穫だけでなく、土づくりや、魚のおろし方の教室も開催しています。農作業には様々な行程があるので、全ての人に出番があります。年齢や性別等に関係なく、まずは畑作りに関わります。また、畑は防災拠点としても活用することができるため、防災講座も開催しています。そのほか、収穫した野菜の調理方法を学ぶ「いばらき自炊塾」を地元の高校と連携して実施し、野菜を加工して販売を行う「こどもマルシェ」も実施するなど、「食」を中心としたまちづくりを意識した活動を展開しています。

「食」を生み出す側になると、消費者の目線から生産者の目線に立つことができ、SDGsの取組にもつながります。「生きることは食べること」として、食を通して人がつながり、喜びや未来をシェア(共有)し、リンク(つなげる)させることにより、ぬくもりの連鎖を次世代につなげていきます。



「みんなの畑」の写真



「こどもマルシェ」の準備

2 都市と農山漁村の共生・対流の促進

都市と農山漁村の共生・対流とは、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが大切です。一方で、ライフスタイル等の変化により、国民がふだんの食生活を通じて農林水産業等や農山漁村を意識する機会が減少しつつあります。そのような中で、生産者等と消費者との交流や都市と農山漁村の共生・対流等を進め、消費者と生産者等の信頼関係を構築し、我が国の食料需給の状況への理解を深め、持続可能な社会を実現していくことが必要です。

第4次基本計画においては、都市住民と農林漁業者との交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入れ体制の整備等を推進することが定められています。このため、農林水産省では、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口創出、二拠点居住、移住、定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進しています。

また、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」である「農泊」を推進しています。具体的には、農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション（テレワーク等を活用し、ふだんの職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと）対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援しており、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域（以下「農泊地域」という。）について、令和5（2023）年度末時点で累計656地域を採択しています。

さらに、「観光立国推進基本計画」（令和5（2023）年3月31日閣議決定）においては、「子どもの農林漁業体験等に関係省庁が連携して取り組む」、「農林漁業者と観光事業者等の関係者の連携の推進を通じて、農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7（2025）年度までに700万人泊とすることにより、農山漁村の活性化と所得向上を目指す」ことが位置付けられました。

そのほか、内閣官房・内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省は、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識等を育み、力強い成長を支える教育活動として、子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しています。

内閣官房・内閣府や文部科学省では、送り側となる学校における、宿泊体験活動の取組に対する支援等を行っています。総務省では、送り側・受入れ側双方が連携して行う取組を中心に支援しており、都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業等を実施し、モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催しています。農林水産省、環境省では、受入れ側となる農山漁村等の体制整備に対して支援しています。



農山漁村にて、宿泊・食事・体験を通じた交流を図るのが「農泊」

3 農山漁村の維持・活性化

農林水産業や住民の生活の場である農山漁村は、食育を進める上でも重要な役割を果たしており、これを支える地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。

このため、農林水産省は、平成28（2016）年度から「農山漁村振興交付金」により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画策定それに基づく取組等、地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援し、農山漁村の維持・活性化を促進しています。令和5（2023）年度は全国34の地域協議会に対して、地域の活動計画策定や計画に掲げられた取組を実施するための体制の構築、実証のための活動等を支援しました。

第2節 食の循環や環境に配慮した食育の推進

1 地産地消の推進

地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取組は、消費者に「顔が見え、話ができる」関係で地場産物を購入する機会を提供し、農山漁村の活性化を図る上で重要な取組です。また、農山漁村における6次産業化（生産・加工・販売の一体化等）にもつながる取組です。

直売所や量販店での地場産物の販売、学校や病院・福祉施設の給食、外食・中食産業や食品加工業での地場産物の利用等により、消費者は身近な場所で作られた新鮮な地場産物を入手できるだけでなく、地場産物を使った料理や地域の伝統料理を食べることができます。また、農林水産業を身近に感じる機会が得られ、食や食文化についての理解を深められることが期待されます。特に、直売所は、販売金額における地場産物商品の割合が約9割を占め、地産地消の核となるものであり、消費者にとっては、生産者と顔の見える関係が築け、安心して地域の新鮮な農林水産物を消費できる、生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどのメリットがあります。また、地場産物の販売だけでなく、地場産物の特徴や食べ方等の情報提供を行っており、消費者と生産者とのコミュニケーションを生かした食育の場にもなっています。

地産地消を推進する際には、地域の自然、文化、産業等への理解を深めるとともに生産者の努力や食への感謝の気持ちを育むことが重要です。地域産品として子供の頃からジビエに慣れ親しんでもらい、農村地域の課題となっている鳥獣被害対策等の現状への理解や命の大切さを知ってもらうため、一部の学校給食で捕獲した鳥獣の肉であるジビエの提供も行われています。また、ジビエの食肉処理施設の衛生管理を推進するとともに、安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30（2018）年5月に「国産ジビエ認証制度」が制定されました。本制度では厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の遵守やトレーサビリティの確保等に適切に取り組むジビエの食肉処理施設を認証しており、さらに、認証を受けた処理施設で生産されたジビエ製品等は認証マークを表示することができます。これらのジビエの利用に関する情報については、農林水産省のウェブサイトにもまとめ、情報提供しています。

我が国は周囲を豊かな海に囲まれており、多種多様な水産物に恵まれ、地域ごとに特色のある料理や加工品といった豊かな魚食文化が形成され、現在まで継承されてきています。しかしながら、我が国の水産業においては、海洋環境の変化等により生産量が減少し漁業就業者数が減少しており、漁村の活性化を図ることが課題となっています。このような情勢を踏まえ、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し交流促進や水産物の消費増進を図る海業を推進するための施策等が行われています。

なお、地産地消については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づく「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年農林水産省告示第607号）において、地場産物の使用の促進の目標として、①令和7（2025）年度までに年間販売額が1億円以上の直売所の割合を50%以上とすること、②令和7（2025）年度までに学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元（2019）年度）から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすること、③令和7（2025）年度にグリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数及

び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数の合計を1,540万人とすること等を設定しています。同法及び同基本方針に基づく地方公共団体による促進計画の取組が進められていくこと等により、地産地消の一層の促進が図られることが期待されます。

農林水産省では、地産地消を含む農山漁村の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信する取組を行うほか、地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援しました。また、学校給食におけるメニュー開発・導入実証等への支援や、学校等施設給食における地場産物の利用拡大を促進するため、専門的知見を持つ人材育成の研修や安定供給体制の構築を進めるため地産地消コーディネーターの派遣への支援を行いました。さらに、直売所の施設等の整備や、売上げ向上に向け、観光需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築等の取組への支援を行っています。このほか、製品の名称を知的財産として保護する「地理的表示（GI）保護制度」について、令和4（2022）年11月の運用の見直しにより、その地域ならではの製品の登録を一層推進するとともに、登録製品の観光資源としての活用等を推進しています。

我が国は、多種多様な農畜水産物・加工食品を多くの国・地域から輸入しています。食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標として「フード・マイレージ」があります。これは、1990年代からイギリスで行われている「Food Miles（フードマイルズ）運動」を基にした概念であり、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろう」という仮説を前提として考え出されたものです。国内生産・国内消費の拡大、地産地消の推進等の取組は、環境負荷の低減に資することも期待されます。

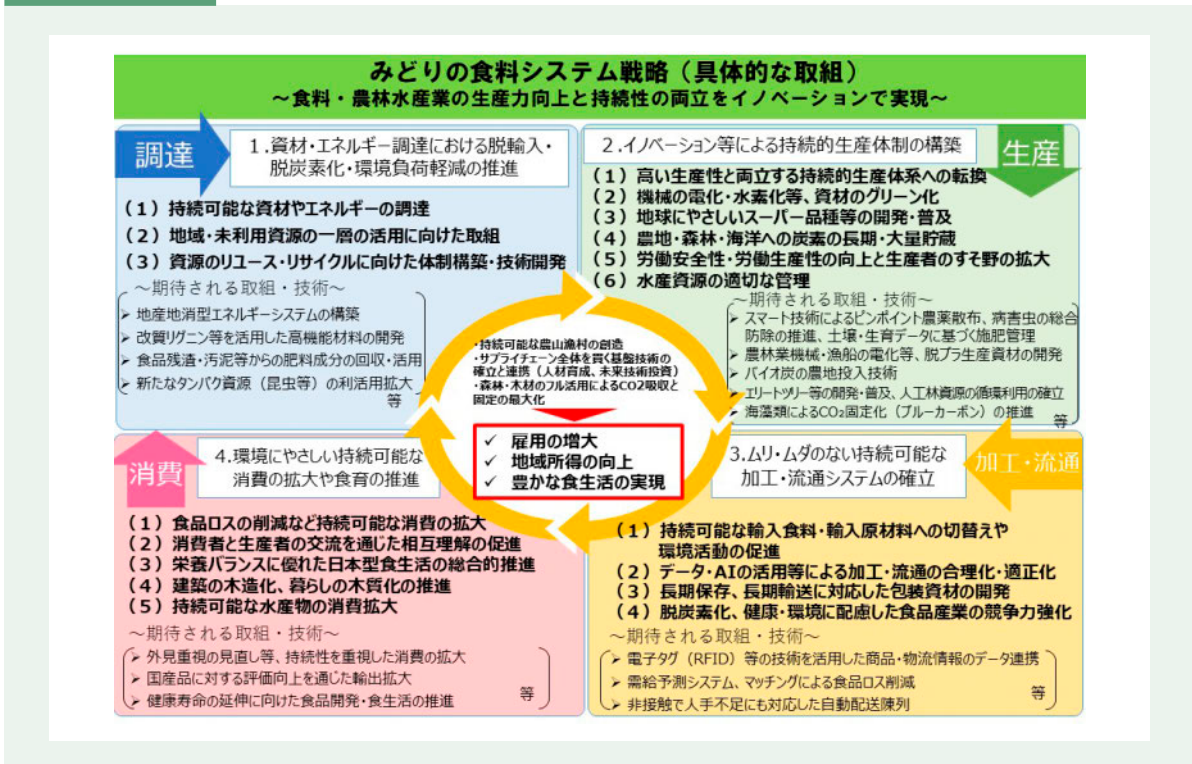
「食料・農業・農村基本計画」（令和2（2020）年3月31日閣議決定）においては、食と農とのつながりの深化に着目した官民協働の新たな国民運動が位置付けられています。そのため、令和3（2021）年7月から、食と環境を支える農林水産業・農山漁村への国民の理解と共感・支持を得つつ、国産の農林水産物の積極的な選択といった具体的な行動変容に結びつくよう、1990年代後半から2000年代に生まれた「Z世代」を重点的にターゲットとした官民協働による国民運動として「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を展開しています。

2 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

我が国の食料・農林水産業は、高品質、高付加価値な農林水産物、食品を消費者に提供するとともに、日本固有の食文化の魅力の源泉として国内外から高い評価を受けています。一方、生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退といった課題、国内外で重要性が増している地球環境問題やSDGsへの対応の必要性等を踏まえ、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、令和3（2021）年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

本戦略の実現に向けては、調達から生産、加工・流通、消費までの食料システムの各段階で課題の解決に向けて、関係者の理解促進と行動変容を進めていくことが鍵となります（図表2-5-1）。

図表 2-5-1 「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組



令和4（2022）年7月には、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）が施行されました。同法では、消費者の努力として、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない旨を規定しているほか、環境負荷の低減に資する農林水産物等の消費を促進する観点から、食育の推進が位置付けられています。

このため、農産物の生産段階については、生産者の環境負荷低減の努力を「見える化」し、星の数で分かりやすくラベル表示して消費者に伝える取組を行っています。令和4（2022）年度に米、トマト、キュウリの3品目を対象に、化石燃料や化学肥料、化学農薬の低減、農地土壌へのバイオ炭の施用等による農業由来の温室効果ガス削減への貢献を星の数で表示する等級ラベルを付して実証販売を開始しました。さらに、令和5（2023）年度は、米、野菜類、果樹類、いも類等の23品目に対象品目を拡大するとともに、小売店舗を始め、外食、教育機関等の多様な場で実証販売を行いました。令和6（2024）年3月からは、米を対象に、化学肥料や化学農薬の低減、冬期湛水等の水田における取組に応じ、生物多様性保全への貢献を示す表示を追加し、新たなラベルデザインでガイドラインに則った本格運用を開始しています（コラム「環境負荷を低減する生産者の努力の「見える化」」参照）。

また、将来を担う若い世代による環境に配慮した取組を促すため、「みどりの食料システム戦略」に基づいた活動を実践する機会として、「みどり戦略学生チャレンジ（全国版）」を実施しています。

そのほか、消費分野では、見た目重視から持続可能性を重視した消費の拡大等、環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進等が期待されます。食育に関する取組としては、特に「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進」として、「栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進」の中で、栄養バランスに優れた日本型食生活に関する食育、地産地消の

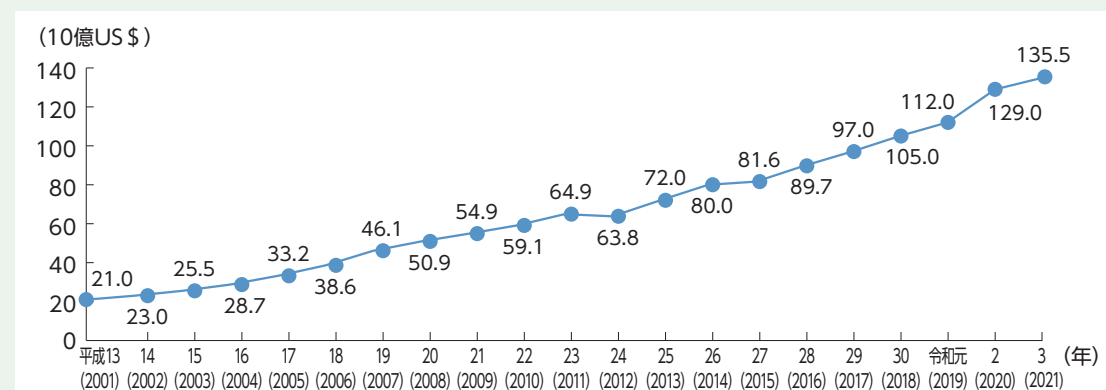
推進や持続可能な地場産物や国産有機農産物等を学校給食に導入する取組の推進等を実施するとしています。

第4次基本計画では、「取り組むべき施策」として「環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進」を掲げており、有機農業を始めとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等、生物多様性と自然の物質循環を健全に維持し、自然資本を管理し、又は増大させる取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発を行っています。

具体的には、学校給食での有機食品の利用等、有機農業を地域で支える取組事例の共有等を行うため、農林水産省は、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」の活動として、令和6（2024）年1月のオーガニックビレッジ全国集会において各地方公共団体の事例等を共有するセミナーを開催するなど、関係者の取組が進むよう連携の強化に取り組んでおり、セミナーでは、長野県松川町^{まつかわまち}により、町内で有機農業に取り組む生産者により構成される「ゆうき給食とどけ隊」による学校給食における有機農産物の導入や、町内の小学生を対象とした栽培体験等の取組について発表されました（コラム「学校給食における有機農産物の利用についての取組」参照）。文部科学省では、学校給食で地場産物・有機農産物を活用する取組を支援する事業を実施し、学校給食への有機農産物の活用や、それを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の充実に取り組んでいます。

世界の有機食品市場は令和3（2021）年時点で1,355億ドルであり、ここ10年で2倍以上に拡大しています（図表2-5-2）。日本の有機食品市場についても、直近5年間で約1.2倍に拡大しています（図表2-5-3）。更なる市場の拡大を目指して、国産有機農産物を取り扱う小売事業者や、飲食サービス事業者により構成される国産有機サポーターズ（令和5（2023）年度末時点で111社が参画）の拡大や、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起する取組への支援を行っています。

図表 2-5-2 世界の有機食品売上額の推移



資料：FiBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010～2023を基に、農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課作成

図表 2-5-3 我が国の有機食品市場規模の推計状況

推計年度	平成29（2017）年	令和4（2022）年
日本全国の有機食品市場規模の推計値（円）	1,850億円	2,240億円

資料：平成29（2017）年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、
令和4（2022）年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、
農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課作成

また、農林水産省、消費者庁、環境省が連携し、企業・団体、国が一体となって、食と農林水産業の持続可能な生産と消費を促進する「あふの環プロジェクト」を令和2（2020）年6月に立ち上げ、様々なイベントや、勉強会、交流会等を行っています。

具体的には、「食と農林水産業のサステナビリティ」について知ってもらうため、一斉に情報発信を行うサステナウィークを開催し、「あふの環プロジェクト」のメンバーが小売店舗等でのイベントを実施し、サステナブルな商品や、生産者の温室効果ガスの削減努力を分かりやすく表示した「見える化」農産物の販売、飲食店における「見える化」農産物を使用した料理の提供を行いました。

「あふの環プロジェクト」で開催した「サステナアワード2023」では、食や農林水産業に関わる地域・生産者・事業者のサステナブルな消費、生産等（環境との調和、脱炭素、生物多様性保全、資源循環等）の取組を分かりやすく紹介する動画を表彰しました。コープデリ生活協同組合連合会の「畜産の未来を育む 産直はなゆき農場有機牛」が農林水産大臣賞、株式会社かしむら極村ふぁーむの「地域でつなぐサステナブル」が環境大臣賞、北アルプスオーガニックプロジェクトの「持続可能な循環型まちづくりへの挑戦」が消費者庁長官賞、アグリシステム株式会社の「ベーカリーが応援する環境再生型農業の取組」がAgVenture Lab賞を受賞しました。

世界的に健康志向や環境志向等、食に求める消費者の価値観が多様化していること等を背景に、生産から流通・加工、外食、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルであるフードテック¹への関心が高まり、新たな食の可能性として注目されています。農林水産省では、令和2（2020）年10月、食品企業や、スタートアップ企業、研究機関、関係省庁等の関係者で構成する「フードテック官民協議会」を立ち上げ、同協議会には令和6（2024）年1月現在、約1,300人が入会しています。同協議会では、植物性タンパク質を用いた食品の普及推進等、専門的な議論を行う作業部会（ワーキングチーム）を設置し、協調領域の課題解決と新規食品への消費者理解の増進等の新市場開拓に向けた議論を行っています。

1 我が国においては、大豆ミートや、健康・栄養に配慮した食品、人手不足に対応する調理ロボット、昆虫を活用した環境負荷の低減に資する飼料・肥料の生産等の分野で、スタートアップ企業等が事業展開、研究開発を実施している。



サステナアワード2023
農林水産大臣賞受賞作品

学校給食における有機農産物の活用は、有機農産物の安定的な消費先となることに加えて、子供たちや地域の方々に、環境に配慮した農業への理解を深めていただく、食育の観点からも有意義な取組と考えています。

全国で、学校給食に有機食品を利用している市町村数は、令和3（2021）年度末時点の137市町村から、令和4（2022）年度末時点で193市町村に増加しています。

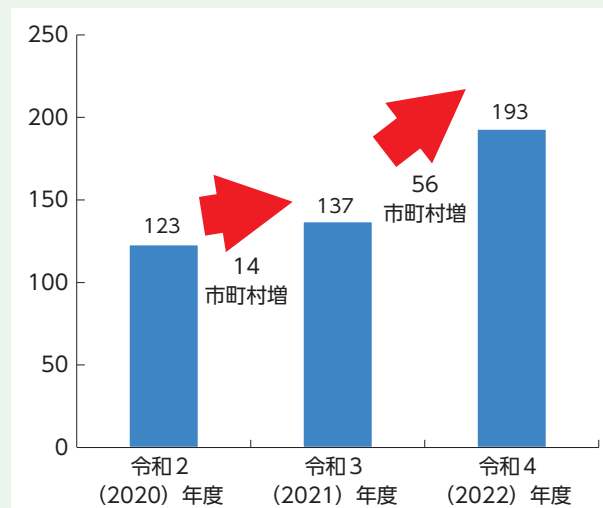
各地の取組として、兵庫県豊岡^{とよおか}市では、地元産の有機米である「コウノトリ育むお米」を学校給食に提供する取組を令和4（2022）年度から開始し、令和9（2027）年度までに米飯の全量を有機米にする計画としています。

また、長野県松川町では、地元の生産者の方たちが「ゆうき給食とどけ隊」を結成し、有機のニンジン、タマネギ等を学校給食に提供しています。

こうした取組と合わせて、町内小学生を対象とした有機農産物の栽培体験や水田での生き物調査、生産者との交流活動等の食育に資する取組が行われているところです。

農林水産省では、有機農業に取り組む先進的な市町村を「オーガニックビレッジ」として応援しており、学校給食への有機農産物の導入段階の支援等により、こうした地域の取組を後押ししています。

図表1 学校給食で有機食品を利用している市町村数の推移



資料：農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課「令和2（2020）年度、3（2021）年度、4（2022）年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」



生産者と一緒に学校給食を食べる様子
（兵庫県豊岡市）



ゆうき給食とどけ隊
（長野県松川町）

column
コラム環境負荷を低減する生産者の
努力の「見える化」

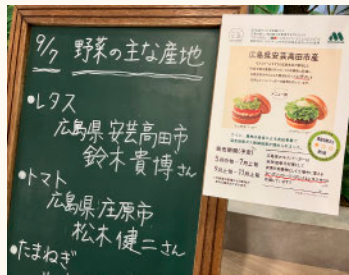
持続可能な食料システムの構築に向けて、調達、生産、加工・流通、消費それぞれの段階で、環境負荷低減の取組への関係者の理解促進と行動変容を進めていくことが重要です。

このため、農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」に基づき、生産者の環境負荷低減の努力をわかりやすく表示し、消費者等の選択に資する「見える化」の取組を行っています。

令和4（2022）年度に米、トマト、キュウリの3品目を対象に、化石燃料や化学肥料、化学農薬の低減、農地土壌へのバイオ炭の施用等による農業由来の温室効果ガス削減への貢献を星の数で表示する等級ラベルを付して実証販売を開始し、令和5（2023）年度は対象品目を、米、野菜類、果樹類、いも類等の23品目に拡大するとともに、小売店舗を始め、外食、教育機関等の多様な場で実証販売を行いました（実績：全国累計773か所（令和6（2024）年2月29日時点））。

また、「見える化」に対する消費者の理解を促進するため、インフルエンサー向けのイベントや小中学生が多く来場する環境に関するイベントも活用し、分かりやすい広報・普及に取り組みました。

さらに、令和5（2023）年4月に宮崎県で開催されたG7農業大臣会合では、各国代表団を始めとした来場者に、温室効果ガス削減の取組を「見える化」した野菜をサラダ・バーとして提供するなど、海外に対しても情報発信を行いました。



「見える化」実証販売の様子

G7農業大臣会合での
サラダ・バーの様子

令和6（2024）年3月からは、米を対象に、化学肥料や化学農薬の低減、冬期湛水等の水田における取組に応じ、生物多様性保全への貢献を示す表示を追加し、新たなラベルデザインでガイドラインに則った本格運用を開始しています。

今後は、ガイドラインに則った「見える化」の取組を着実に増やすとともに、対象品目を畜産物等に広げるなど、引き続き、環境負荷低減の取組の「見える化」を進めていくこととしています。



新たなラベルデザイン